

ICT 活用工事積算要領（舗装工）

1 適用範囲

本資料は、以下に示す ICT による舗装工（以下「舗装工（ICT）」という。）に適用する。
積算に当たっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

- ・不陸整正（ICT）
- ・下層路盤（車道・路肩部）（ICT）
- ・上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

2 機械経費

2-1 機械経費

舗装工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。なお、
賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算
定するものとする。

- ①不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

| ICT建設機械名 | 規格 | 機械経費 | 備考 |
|----------|--------------------------------------|--------|-------------------|
| モータグレーダ | 土工用・排出ガス対策型 (第二次基準値)・ブレード幅 3. 1 m | 賃料にて計上 | ICT建設機械経費加算額は別途計上 |

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費賃料加算額、建設機械に取付ける各種機器および地上の基準局・管理局
の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT建設機械に適用する
なお、加算額は、以下のとおりとする。

- （1）不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

対象建設機械：モータグレーダ

賃料加算額：49,000 円／日

2-3 その他

ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2-3-1 保守点検

ICT建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

- （1）不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.18(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^2\text{)}}{\text{作業日当たり標準作業量 (m}^2/\text{日})}$$

（注）作業日当たり標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当たり標準作業量」の
ICT 標準作業量による。

2-3-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費
用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

- （1）不陸整正（ICT）、下層路盤（車道・路肩部）（ICT）、上層路盤（車道・路肩部）（ICT）

対象建設機械：モータグレーダ

費用：623,000 円／式

3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用

三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用

三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

- ・共通仮設費率補正係数 : 1.2
- ・現場管理費率補正係数 : 1.1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、舗装工（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～3)または完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測とし、それ以外の、ICT活用工事実施要領（舗装工）に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 上記1) または2) に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理